

仮称浦安市千鳥学校給食センター第三調理場整備運営事業特定事業の選定

平成21年4月21日

浦安市

## 1 特定事業の名称

仮称浦安市千鳥学校給食センター第三調理場整備運営事業（以下「本事業」という。）

## 2 評価の結果

### (1) 評価方法

ア 本事業をPFI事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業をいう。以下同じ。）として実施することにより、学校給食サービス水準の向上が期待できること及び事業期間を通じた市の財政負担の縮減が期待できることを選定の基準とする。具体的には、次の点について評価を行った。

(ア) 市の財政負担見込額による定量的評価

(イ) PFI事業として実施することの定性的評価

(ウ) 選定事業者に移転されるリスクの評価

(エ) 上記による総合的評価

イ 市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収についての適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

### (2) 市の財政負担見込額による定量的評価

ア 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を市が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり設定した主な前提条件は、次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

項目	市が直接実施する場合	P F I事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	建設費、設計費、開発負担金（建築物負担金）、運営費及び維持管理費	建設費、設計費、開業準備費、開発負担金（建築物負担金）、運営費、維持管理費、アドバイザー費、モニタリング費及び公租公課
資金調達に関する事項	1 交付金 2 一般財源 3 地方債（補助基本額分） (1) 補助基本額から国庫補助金を控除した額に対し、90パーセントを充当する。 (2) 償還年数は、20年（据置3年）とする。 (3) 利率は、同債権の近年動向を踏まえて設定する。 4 地方債（補助基本額外分） (1) 補助基本額外に対し、75パーセントを充当する。 (2) 償還年数は、10年（据置なし。）とする。 (3) 利率は、縁故債の近年動向を踏まえて設定する。	1 建設一時支払金 2 資本金 3 借入金 (1) 償還年数は、15年（据置なし。）とする。 (2) 金利の区分は、固定金利方式とする。 (3) 利率は、プロジェクトファイナンスの近年動向を踏まえて設定する。
設計費及び建設費に関する事項	市の基本計画を参考に設定する。	市が直接実施する場合に比べ、一定割合の縮減が実現するものとして設定する。
運営費に関する事項	既存センターの実績に対し、食数等で補正すること等により設定する。	
維持管理費に関する事項	既存センターの実績に対し、食数等で補正すること等により設定する。	
共通の条件	1 事業期間 (1) 設計・建設・開業準備 平成21年12月から平成23年8月まで (2) 維持管理・運営 平成23年9月から平成38年8月まで 2 敷地面積 16,000.17平方メートル（本事業の敷地のほか、浦安市千鳥学校給食センター第一調理場及び浦安市千鳥学校給食センター第二調理場の敷地を含む。） 3 供給能力 1日当たり5,000食 4 割引率 年4パーセント	

## イ 財政負担額の比較

アに掲げる前提条件に基づく財政負担額を比較すると、次のとおりとなる。ここでは、市が直接実施する場合の財政負担額を100とし、指標に

よる比較を行う。

項 目	財政負担額の比較
市が直接実施する場合	100
P F I 事業として実施する場合	90

(3) P F I 事業として実施することの定性的評価

公共サービスの水準については、事業者が有する給食事業の運営能力を活かし、学校給食サービスの水準向上、良好な衛生管理体制の構築、環境問題への対応等を安定的かつ継続的に図ることが期待できる。

(4) 事業者に移転するリスクの評価

P F I 事業として実施する場合は、市が直接実施する場合に市が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施する。このため、移転するリスクを定量化した上で財政負担の見込額に加算することが望ましいが、現実的にはデータの制約から十分な根拠に基づく定量化は困難であった。ただし、本事業を P F I 事業として実施する場合に事業者が負担するリスクは、事業者が市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制及び顕在時被害額の抑制が期待できる。

(5) 総合的評価

本事業は、P F I 事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、約10パーセントの縮減を期待できるとともに、公共サービスの水準の向上及び効果的かつ効率的なリスク負担が期待できる。したがって、本事業を P F I 事業として実施することが適当であると認められるため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第6条に基づく特定事業として選定する。